

離婚届を提出された方へ

離婚届に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

長野市くらしの手続きガイド

質問に答えるだけで、必要な手続きを調べることができます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/divorce>



◆一般的な手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き	婚姻中の戸籍に残ったお子さんを新しく編製した母（父）の離婚後の戸籍に入籍させたい。		離婚の届出により母（父）が除籍となり、お子さんと別の戸籍となる場合があります。お子さんを母（父）の離婚後の戸籍に入れたいときは、お子さんの住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てが必要です。申し立て後、許可がおりましたら審判書の謄本を添付して市役所へ「入籍届」を提出してください。	※家庭裁判所の申し立てについては、家庭裁判所にお問い合わせください。 ◎入籍届 ◎戸籍謄本（本籍地が長野市であれば不要）◎審判書謄本 ○印鑑 ○本人確認書類	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7938 長野家庭裁判所 403-2038
	印鑑登録をしている。		氏名の変更等により、登録している印が住民票の氏名を表さなくなった場合は、印鑑登録は消除されます。変更後の氏名を表す印鑑での登録が必要です。	◎住民票・戸籍関係申請書/印鑑関係申請書 ○本人確認書類 ○登録印	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7238
	通知カードを持っている。 （マイナンバーカードを持っていない）		氏名や住所の変更により、通知カードは原則使用できなくなりますので、マイナンバーカードの申請を希望する場合は、お問い合わせください。	○通知カード ○本人確認書類	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	マイナンバーカードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。 なお、氏名や住所の変更により署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請をしてください。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	マイナンバーカードを申請している。		発行状況をお問い合わせください。		マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	住民基本台帳カードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、カード内の電子証明書は利用できませんので、利用を希望する場合はマイナンバーカードの申請をしてください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住民基本台帳カード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600

◆保険・年金に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
保険	国民健康保険に加入している。		既に国民健康保険に加入されている方で、引き続き加入の方は、手続きの必要はありません。住所・氏名・世帯主が変更になった場合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。また、世帯主が変わった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主あてに、それぞれ保険料の納額通知書を送付します。 限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要になりますので、お申し出ください。	◎限度額適用認定申請書 ○国民健康保険保険証または資格確認書	国保・高齢者医療課 第一庁舎 2階 224-5025
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。		新規資格取得のための手続きが必要です。	◎資格取得届 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明など ○本人確認書類 ○マイナンバーカード等	国保・高齢者医療課 第一庁舎 2階 224-5025
	後期高齢者医療保険加入者である。		手続きの必要はありません。 氏名や住所に変更があった場合は後日通知及び資格確認書または資格情報のお知らせが郵送で届きます。		国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎 2階
	介護保険被保険者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は介護保険被保険者証の住所・氏名変更の手続きが必要です。	○介護保険被保険者証	介護保険課 第二庁舎 1階 224-7991
年金	国民年金第3号被保険者である。		国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要です。	◎国民年金被保険者関係届 ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○社会保険離脱証明書など配偶者の被扶養者でなくなったことが確認できる書類	国民年金室 第一庁舎 2階 224-5026
	厚生年金を受給（加入）している。		厚生年金を受給（加入）している場合、または国民年金と厚生年金の両方を受給（加入）している場合は、年金事務所でのお手続きが必要です。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	○年金証書 ○通帳（新氏のもの） ○マイナンバーカード等	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100
	年金分割の請求をしたい。		手続きは、離婚後2年以内に行っていただく必要があります。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所にお問い合わせください	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100

◆子ども・子育てに関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先	
子ども・子育て	20歳未満の子どもを扶養している。		「ひとり親家庭のみなさんへ」、「母子・寡婦・父子福祉制度について」をお渡しします。各種助成制度がありますので、詳しくは相談窓口までお願いします。		各相談窓口	
	児童手当の受給者を変更したい。		受給者を変更する場合には受給者変更の手続きが必要です。	◎児童手当認定請求書 ○新しい請求者名義の口座情報が分かるもの	子育て家庭福祉課 第二庁舎2階 224-5031	
	18歳未満の児童の父または母である。		【児童扶養手当】	母子・父子家庭で18歳（障害児は20歳未満）までの児童を養育している父又は母に支給されるものです。受給要件がありますので、子育て家庭福祉課にお問い合わせください。 （子育て家庭福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七国会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎様式第1号 ○請求者名義の通帳 ○請求者の健康保険証 ○戸籍謄本（離婚日、請求者、子どもの記載のあるもので、1ヶ月以内に発行されたもの） ○年金手帳 ○在留カード、パスポート（外国人）	子育て家庭福祉課 第二庁舎2階 224-5031
			【既に児童扶養手当を受給している方】	受給資格の変更が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	子育て家庭福祉課にお問い合わせください。	子育て家庭福祉課 第二庁舎2階 224-5031
			【福祉医療費】	母子又は父子家庭の場合、18歳（高校在学中は20歳まで延長可）未満の児童と、その児童を養育している母又は父が医療費の支給対象となります。新たに対象となる母子又は父子の新規申請と、すでに受給者証を持っている18歳年度末までの子の資格変更の届け出が必要となります。	◎福祉医療費給付金受給資格者証交付申請書 ○戸籍謄本○健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書等）○通帳○マイナンバーカード等○本人確認書類	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829
	保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している子どもがいる。		氏名や住所に変更があった場合は給付認定の変更手続きが必要です。氏名や住所に変更がない場合も保育料が変わる場合がありますので、登園されている保育園等にお申し出下さい。	◎給付認定変更申請書	各保育園等 保育・幼稚園課 第二庁舎2階 224-8031	
小学校、中学校に通っている子どもがいる。		氏名や住所に変更があった場合は学校指定書（新入学の場合は入学通知書）をお渡ししますので、学校へ提出して下さい。	◎学校指定書	学校教育課 第一庁舎4階 224-5063		

◆福祉に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
福祉	身体障害者手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。	◎身体障害者居住地（氏名）変更届 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎1階 224-5030
	療育手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○マイナンバーカード等	
	精神保健福祉手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎障害者手帳記載事項変更届 ○精神保健福祉手帳	
	自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ○自立支援医療受給者証	

裏面もご覧ください。

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・◎持ち物	お問い合わせ先
福祉	特別児童扶養手当を受給している。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎県様式第2号(喪失届) ◎県様式第1号(新規認定申請) ◎身体障害者手帳、療育手帳 ◎戸籍謄本(対象児童及び認定請求者が記載されているもので発行日1か月以内のもの) ◎振込先口座申出書 ◎認定請求者名義の通帳 ◎マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎1階 224-5030
	障害児福祉手当を受給している。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)		受給者が障害児本人のため、障害児の氏が変わった場合は氏の変更届が必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎様式第9号 障害児福祉手当(氏名)変更届 ◎障害児名義の通帳(氏の変更が済んだもの) ◎身体障害者手帳、療育手帳(氏の変更が済んだもの)	
	重度心身障害児福祉年金を受給している子どもがいる。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎様式第2号(第4条関係)喪失届 ◎様式第1号(第2条関係)資格認定申請書 ◎申請者(保護者)名義の通帳 ◎身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書	
	障害福祉サービスを受けている。		氏名、住所、世帯の収入状況、保護者(障害児の場合)に変更があった場合は手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室のみ)	◎障害福祉サービス等支給申請書 ◎申請内容変更申出書 ◎受給者証	
	福祉医療費受給者証を持っている。		氏名・住所・口座名義・健康保険に変更があった場合は手続きが必要です。	◎受給資格者証等変更届 ◎福祉医療費受給者証 ◎健康保険情報がかかるもの(マイナ保険証、資格確認書等)	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829
	特定医療費(指定難病)、ウイルス肝炎医療費の医療受給者証を持っている。		氏名・住所・健康保険に変更があった場合は手続きが必要です。詳しくは市保健所健康課へお問い合わせください。	担当課でご案内します。	市保健所健康課 難病精神保健担当 226-9965
	年金を受給している。		手続きが必要な場合があります。 老齢(障害)基礎年金を受給の方は、国民年金室 老齢(障害)厚生年金を受給の方は、年金事務所 共済(障害共済)年金を受給の方は、各共済組合へお問い合わせください。 加算対象の子を養育しなくなった場合はご相談ください。	各担当にお問い合わせください	国民年金室 第一庁舎2階 224-5026 長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100 各共済組合



長野市

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話(代表)026-226-4911

開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始(12/29から1/3)は休日
毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎2階一部窓口を開庁しています。



長野市公式
ホームページ



長野市
公式SNS

